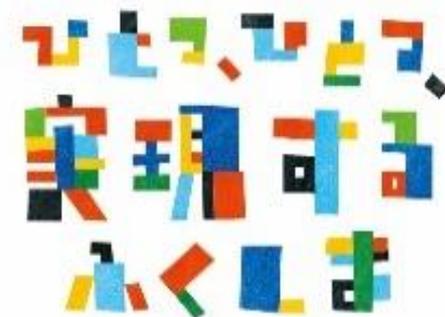


# 福島復興再生特別措置法 国有試験研究施設の減額使用について

福島県企画調整部  
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

平成30年4月25日制定  
平成31年1月 1日改正  
令和 3年4月 9日改正



# 1-1 国有試験研究施設の減額使用（法第81条関係）制度の概要

## ○福島復興再生計画に「福島イノベーション・コースト構想」の推進を位置づけ

① 福島県知事が作成する、福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生計画において、次の事項を定めることができる。

○産業集積の形成及び活性化を図るべき区域（福島国際研究産業都市区域）

○本区域において推進しようとする取組の内容

（ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事業に関する事項 等）

② 上記記載を含む福島復興再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合、次の特例を措置

○ロボットに係る新製品・新技術の開発促進のため国有試験研究施設の使用料を減額（1/2以内の減額）

□ 認定福島復興再生計画（令和3年4月9日内閣総理大臣認定）（抄）

第6 再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために実施すべき施策に関する事業

2 福島イノベーション・コースト構想の推進のための取組

(2) 福島国際研究産業都市区域において推進しようとする取組の内容

カ 関係法令に基づく特例

(イ) ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事業に関する次に掲げる事項

法施行令（平成24年政令115号）で定めるところによる、次に記載する事業における国有の試験研究施設の低廉使用措置の活用。

a 事業の内容及び実施主体

(a) 事業の内容

RTF、福島浜通りロボット実証区域の活用や、県内企業等との連携により、ロボットの新技术に関する研究開発を行う事業

(b) 事業の実施主体

イノベ機構が認める者

b その他事業の実施に関し必要な事項

事業実施者が満たすべき基準等は、本県と協議の上で別途イノベ機構が定める。

# 1-2 国有試験研究施設の減額使用（法第81条関係）制度の概要

## ○参照条文

### □ 福島復興再生特別措置法

(国有施設の使用の特例)

第八十一条 国は、政令で定めるところにより、認定福島復興再生計画(第七条第七項第一号に規定する事業に係る部分に限る。)に基づいて同号に規定する事業を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発の促進を図るため特に必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

### ○福島復興再生特別措置法施行令

(国有試験研究施設の減額使用)

第四十三条 法第八十一条の国有の試験研究施設は、次に掲げる機関の試験研究施設とする。

- 一 国土交通省国土技術政策総合研究所
  - 二 防衛装備庁航空装備研究所
- 2 前項各号に掲げる機関の試験研究施設は、法第八十一条に規定する認定福島復興再生計画に基づいて行う法第七条第七項第一号に規定する事業で当該試験研究施設を使用して行うことがロボットに係る新たな製品又は新技術の開発の促進を図るため特に必要であると経済産業大臣が認定したものをを行う者に対し、時価からその五割以内を減額した対価で使用させることができる。
- 3 経済産業大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 4 第二項の規定による認定に関し必要な手続は、経済産業省令で定める。

### ○経済産業省関係福島復興再生特別措置法施行規則

(国有試験研究施設の減額使用の申請)

第一条 福島復興再生特別措置法施行令(次条において「令」という。)第四十三条第二項の規定による認定を受けようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 認定を受けようとする試験研究の実施計画及び使用する必要がある国有の試験研究施設を記載した書類
- 二 認定を受けようとする者が当該認定を受けようとする試験研究を行うために必要な技術的能力を有することを説明した書類
- 三 認定を受けようとする試験研究が認定福島復興再生計画(福島復興再生特別措置法第八十一条に規定する認定福島復興再生計画をいう。)に基づいて行う同法第七条第七項第一号に規定する事業に係る試験研究であることを証する書面

(国有試験研究施設の減額使用の認定)

第二条 経済産業大臣は、前条の申請書を受理した場合であって、令第四十三条第二項の規定による認定をしたときは、その申請をした者に様式第二による認定書を交付するものとする。

# 1-3 使用することができる「国有試験研究施設」の概要

## 国土交通省国土技術政策総合研究所

### ○実大トンネル実験施設

#### 施設の概要と特徴

道路トンネルの換気・照明・防災等の設備の設計及び運用の基準等の検討に関する実験を行うための実大規模(2車線)のトンネルを再現した実験施設です。

延長は700m、総幅員9.8m、内空断面57m<sup>2</sup>を有しています。

#### 施設の使用事例(これまでに実施した主な実験)

- ・トンネル換気: 煤煙濃度、照明レベルと視距の関係に関する実験等
- ・トンネル照明: トンネル基本照明に関する実験等
- ・トンネル防災: トンネル内における自動車火災に関する実験等
- ・その他、閉鎖空間を活かした実験等

#### 施設の所在地

茨城県つくば市旭1



## 防衛装備庁航空装備研究所

### ○垂直兼用風洞

#### 施設の概要と特徴

本風洞は一般的な水平に風を流すことに加え、垂直上向に風を流すこともできるという日本でも特殊な風洞です。水平形態では、吹出口が一辺3.3 m正方形の連続回流式の風洞で、最大風速は70 m/sです。垂直形態では、吹出口が対辺4.0 m八角形の連続吹出式の風洞で、最大風速は34 m/sです。この風洞は、航空機、ミサイル等の風洞試験を実施する施設であり、試験装置としてはロータ風洞試験等に対応するストラット式天秤やきりもみ風洞試験に対応する回転式荷重測定装置等があります。

#### 施設の利用事例(または施設の適用分野など)

各種航空機、ミサイル等の空力特性データの取得

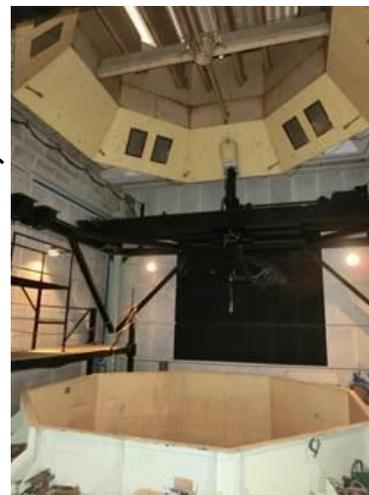
航空機のきりもみ試験

落下傘試験

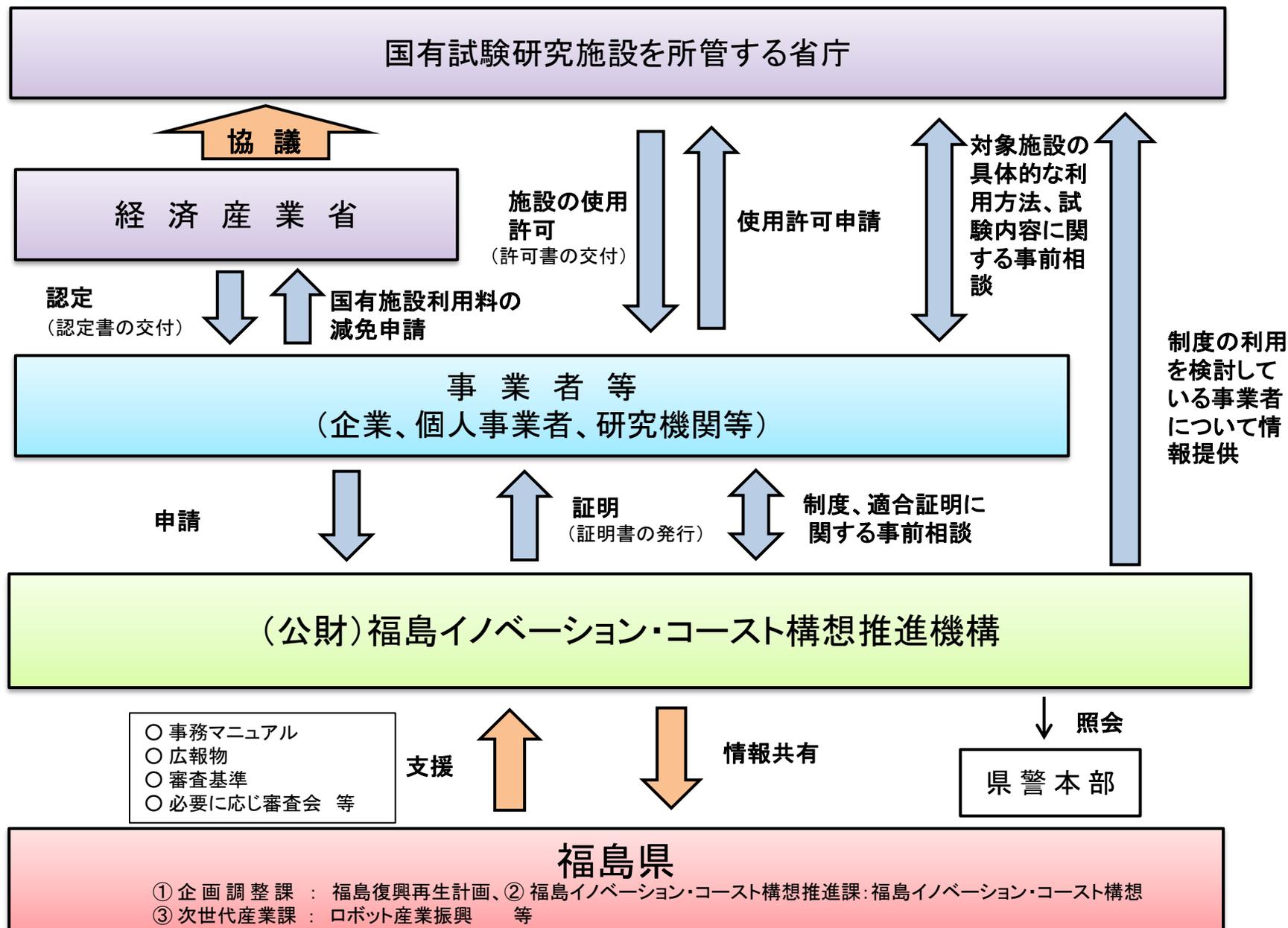
ヘリ等のパワーオン風洞試験

#### 施設の所在地

東京都立川市栄町1-2-10



# 2-1 国有試験研究施設の減額使用（法第81条関係）に関する事務スキーム



## 2-2.手続きの流れ

①制度の利用について、（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」）に相談



②機構より、国有試験研究施設の所管省庁に連絡

※国有施設の使用を検討している事業者について、国有施設側に情報提供



③事業者と国有試験研究施設で、試験内容について打ち合わせ

※想定している試験内容が当該施設において実施可能か確認



④機構に対して、福島復興再生計画の適合について証明申請

※添付書類は次頁のとおり



⑤経済産業省に対して、国有施設使用料の減免申請

※④における機構からの証明書を添付



⑥国有試験研究施設所管省庁に対して、施設の使用許可申請

※⑤における経済産業省からの認定書を添付



使用開始

○全体として、利用開始までに6ヶ月程度の時間が必要となりますのでご注意ください。

# 2-3 必要となる提出資料

## ■適合証明

### 【個人事業者の場合】

### 【法人の場合】

提出書類		必要部数
証明申請書＋事業実施計画書 (様式第1＋別紙)		<2部> 正本1 副本1
添付書類	ア 住民票の抄本又はこれに準ずるもの	
	イ 会社案内、パンフレット等事業内容を確認できる書類	
	ウ 前事業年度の所得税の申告決算書	
	エ 事業実施計画の基準に適合する旨の宣言書(様式第2)	
	オ 事業を実施するため必要な法令遵守の宣言書(様式第3)	
	カ 暴力団排除に関する誓約書(参考様式)	
	キ その他代表理事が必要と認める書類(各種許認可証の写し、区域内の企業・国立研究開発法人・公設試験研究機関・高等教育機関(以下、「区域内の企業等」という)が発行する、区域内の企業等との連携状況が確認できる書類(契約書・協定書・覚書)等)	

提出書類		必要部数
証明申請書＋事業実施計画書 (様式第1＋別紙)		<2部> 正本1 副本1
添付書類	ア 定款及び登記全部事項証明書又はこれに準ずるもの	
	イ 会社案内、パンフレット等事業内容を確認できる書類	
	ウ 前事業年度の事業年度及び財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)	
	エ 事業実施計画の基準に適合する旨の宣言書(様式第2)	
	オ 事業を実施するため必要な法令遵守の宣言書(様式第3)	
	カ 暴力団排除に関する誓約書(参考様式)	
	キ その他代表理事が必要と認める書類(各種許認可証の写し・区域内の企業・国立研究開発法人・公設試験研究機関・高等教育機関(以下、「区域内の企業等」という)が発行する、区域内の企業等との連携状況が確認できる書類(契約書・協定書・覚書)等)	

## 2-4 「事業実施計画」の記載事項

国有施設の使用の特例の適用を受けるためには、証明申請書に加え、以下のすべてを記載した「事業実施計画」の提出が必要。

### 1 事業目標

- ① 目標
- ② 認定福島復興再生計画に掲げる福島イノベーション・コースト構想実現のための基本的な方向性との関係性

### 2 事業内容及び実施期間

- ① 事業名称
  - ② 具体的な内容
  - ③ 事業を行おうとする所在地及び事業所名
  - ④ 実施期間
- ※ ③には、「福島ロボットテストフィールド」、「福島浜通りロボット実証区域」等を記載

### 3 実施体制

- ① 組織内の体制(事業所の全従業員数、役員の指示の状況など)
- ② 区域内の企業等との連携状況(区域内の企業は不要)
- ③ 国有施設の使用の特例の適用を受ける事業を実施するために活用する補助金等の状況

### 3. 「事業実施計画」が満たすべき基準（共通）①

以下のすべての要件を満たす場合、認定福島復興再生計画との「証明書」を発行する。

#### 【要件1】 認定福島復興再生計画と適合していること

##### (1) 事業目標 (計画P.104)

- ✓ 申請者の事業目標が、認定福島復興再生計画の新たな産業の創出等に関する基本的な考え方の内容と合致していること。
- ✓ 具体的には、申請する事業に対応した目標(基本的な方向性)との関係が、明確に説明されているかどうかを確認。

###### <計画の目標>

- ① 浜通り地域等の15市町村における自立的・持続的な経済復興の実現
- ② 福島県全域での先端産業の集積による全県的な経済復興の実現
- ③ 世界に誇れる福島の復興・創生の実現

##### (2) 事業の内容 (計画P.119～121)

- ✓ 申請する事業の内容が、認定福島復興再生計画の取組の内容と合致していること。
- ✓ 具体的には、実施しようとする事業(研究)の内容が、認定福島復興再生計画において記載された以下の取組内容のいずれかと一致しているなど、ロボットの新製品又は新技術開発かどうかを確認。

###### <取組の内容>

- ①(略)
- ②福島ロボットテストフィールドにおける最先端のロボット開発・実証など活用促進
- ③(略)
- ④(略)
- ⑤(略)
- ⑥福島浜通りロボット実証区域を活用したロボット実証の推進
- ⑦国有試験研究施設を活用する際の特例の周知等

- ✓ 事業の実施(予定)場所が「福島国際研究産業都市区域」(※)内であること。  
(※)「福島国際研究産業都市区域」・・・福島県浜通り地域等15市町村の区域をいう。

##### (3) 実施体制

- ✓ 区域内の企業及び研究機関等との連携状況(区域内の企業は不要)
- ✓ 国有施設の使用の特例の適用を受ける事業を実施するために活用する補助金等の状況

### 3. 「事業実施計画」が満たすべき基準（共通）②

#### 【要件2】 福島イノベーション・コースト構想の推進への寄与が認められること

- ✓ 事業の内容の具体性等を踏まえ、総合的に判断。
- ✓ 具体的には、研究開発を通じた福島国際研究産業都市区域の住民の雇用創出、市町村の地域経済活性化のいずれかにつながるものと認められれば、構想推進へ寄与があるものと認める。

#### 【要件3】 円滑かつ確実な実施が見込まれること

- ✓ 計画の実施体制、組織内の体制（事業所の全従業員数、役員の指示の状況など）等の状況について、漏れなく記載されていること。
- ✓ その上で、県等が実施する融資、補助制度等の申請及び活用状況等を勘案し、総合的に判断する。
- ✓ 計画の確実性を判断する項目であることから、具体化が図られている内容を漏れなく記載すること。

#### 【要件4】 公序良俗違反がないこと

- ✓ 申請者関係人について、福島県暴力団排除に関する条例に規定する反社会的勢力に該当する者がいないかどうか、福島県警察本部組織犯罪対策課協力の下、調査を実施。該当者がいた場合、証明することはできない。

#### 【要件5】 関係法令に違反しないこと

- ✓ 申請する事業の実施に必要な許認可の状況を確認。
- ✓ 各種法令の許認可が事業実施の前提となる場合には、関係法令の許認可を前提とする。

### 1 認定福島復興再生計画、福島イノベーション・コースト構想、本構想に係る 法制度全般に関すること

- ◆ 福島復興再生特別措置法、認定福島復興再生計画 等  
⇒ 福島県企画調整部 企画調整課 (024-521-7129)
- ◆ 認定福島復興再生計画(福島イノベ構想に関する箇所)、福島イノベーション・コースト構想 等  
⇒ 福島県企画調整部 福島イノベーション・コースト構想推進課 (024-521-7853)

### 2 適合証明に関すること

- ◆ 適合証明申請の記載内容、手続方法 等  
⇒ 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構  
福島ロボットテストフィールド事業部連携課 0244-25-2474